

JA 北大阪 女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立し活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間
2. 内 容

目 標	職員に対し、各種ハラスメントに加え育児休業取得の理解促進を図る研修を年1回以上実施する。
-----	--
3. 対 策

令和4年4月～	育児休業制度や両立支援制度等について随時、情報提供を行い職員の理解を促進する。
令和4年10月～	職員へ育児休業等の取得促進に関する研修内容や環境整備について聞き取りを行い、研修に反映させる。